

東京大学緊急給付型奨学金 募集要項

1 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、家計維持者の収入が著しく減少し家計が急変した場合や本学の学生本人がアルバイトをできない、またはアルバイト収入が著しく減少した場合など、経済的に困窮して真に支援を必要とする学生（以下「経済困窮学生」という。）に対して、学費の一部を緊急に支援し、もって修学の機会を確保することを目的とします。

2 申請者の資格

本制度の対象となる経済困窮学生は、本学に在学する学部学生および大学院学生（研究生、聴講生および科目等履修生は除く）のうち、次のいずれかに該当する者となります。

ただし、日本学術振興会特別研究員に採択されている者、国際卓越大学院教育プログラム等の各種教育プログラムにて支援を受けている者、国費外国人留学生の身分を有している者など、月10万円以上の定額の収入が見込める者は除きます。

- (1) 家計維持者が解雇、失職、破産等により世帯の収入が著しく減少した場合
- (2) 申請者本人がアルバイトで収入を得られない、または著しく減少した場合
- (3) その他、上記に準じて取り扱うことが相当であると奨学厚生担当理事（以下「担当理事」という。）が認めた場合

3 支給額

5万円 ※返還の義務はありません。

4 申請

本制度による支援を希望する学生は、指定するフォームに必要事項を記入のうえデータを送信し、提出が必要な書類については、本学が指定する場所に電子データをアップロードしてください。

5 経済困窮学生の認定

経済困窮学生の認定は、本部奨学厚生課で申請書等の内容を確認の上、担当理事が決定します。

6 支給

経済困窮度を総合的に判断したうえで、令和2(2020)年6月以降、受給者が指定する預貯金口座に支給します。

7 その他

(1) 申請書、証明書等に記載されている個人情報は、本奨学金業務に限定し利用するものであり、申請者個人の情報を公にすることはなく、その他の目的に使用することは一切ありません。

ただし、本学学生の修学環境等を分析・調査の際に、個人情報を秘匿した上で、利用する場合があります。

(2) 本制度における申請者の資格の範囲内で他の奨学金と併用で受給することは可能です。

(3) 申請内容が事実と異なることが判明した場合は、認定の取り消しや支給した奨学金の返納を求める場合があります。